

(案)

第 5 次 地 域 管 理 経 営 計 画 書  
第 5 次 国 有 林 野 施 業 実 施 計 画 書

(大隅森林計画区)

計画期間

自 平成 3 0 年 4 月 1 日

至 平成 3 5 年 3 月 3 1 日

九 州 森 林 管 理 局



(案)

# 第 5 次 地 域 管 理 経 営 計 画 書

(大隅森林計画区)

計画期間

自 平成 3 0 年 4 月 1 日

至 平成 3 5 年 3 月 3 1 日

九 州 森 林 管 理 局



はじめに

我が国の国土面積の2割、森林面積の3割に当たる国有林野の管理経営は、森林経営の用に供するものとされた国有財産として、①国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、併せて、②林産物を持続的かつ計画的に供給し、③国有林野の活用によりその所在する地域の産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与することを目標として行うこととされている。

このような中で、森林に対する国民の要請は、国土の保全や水源の涵養<sup>かん</sup>に加え、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり<sup>もり</sup>等<sup>り</sup>の面での期待が高まるなど、公益的機能の発揮に重点を置きつつさらに多様化してきた。特に、国有林野に対しては、地球温暖化防止、生物多様性の保全の面での期待が大きくなってきた。加えて、国有林野と民有林野を通じた公益的機能の発揮が強く期待されているものの、地域によっては、国有林野に隣接する民有林野において十分な整備や保全が行われていない状況もみられる。また、戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中、我が国の林政は、森林・林業の再生に向け、大転換を進めており、国有林野事業については、民有林への指導やサポートなど我が国の森林・林業の再生に貢献することが求められている。

こうしたことを踏まえ、国有林野事業については、公益的機能の発揮のための事業や民有林への指導やサポート、木材の安定供給等の事業を、民有林に係る施策との一体的な推進を図りつつ、一層計画的に実施していくため、平成25年度から、それまでの特別会計により企業的に運営する事業から一般会計において実施する事業に移行した。

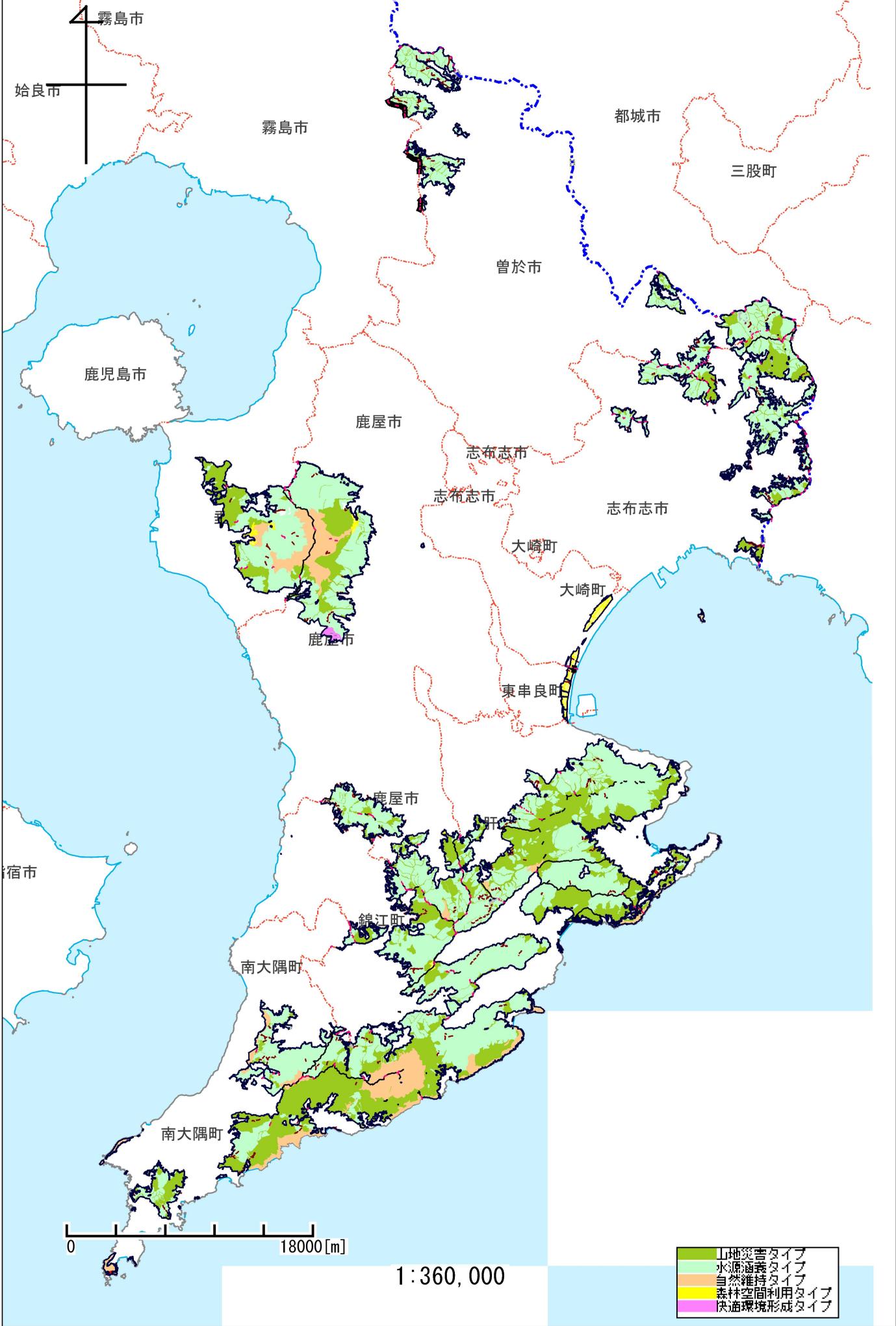
従って、国有林野事業は、冒頭の目標の下、森林・林業や国有林野事業に対する国民の多様な要請と期待を踏まえつつ、一般会計において国民共通の財産である国有林野を名実ともに「国民の森林」とするよう、公益重視の管理経営を一層推進するとともに、その組織・技術力・資源を活用して森林・林業再生へ貢献するための取組を進めていくこととする。

本計画は、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）第6条第1項の規定に基づいて、九州森林管理局長が、国有林野の管理経営に関する基本計画に即し、国有林の地域別の森林計画と調和させ、あらかじめ国民の意見を聴いた上で、今後5年間の大隅森林計画区における国有林野の管理経営に関する基本的な事項について定めたものである。

今後、大隅森林計画区における国有林野の管理経営は、関係住民の理解と協力を得ながら、さらに、関係行政機関と連携を図りつつ、この計画に基づいて適切に行うこととする。



霧島市  
大隅森林計画区 機能類型別位置図





## 目 次

1	国有林野の管理経営に関する基本的な事項	1
(1)	国有林野の管理経営の基本方針	1
①	森林計画区の概況	1
②	国有林野の管理経営の現状及び評価	4
③	持続可能な森林経営の実施方向	5
④	政策課題への対応	7
(2)	機能類型に応じた管理経営に関する事項	7
①	山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他 山地災害防止タイプに関する事項	7
②	自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然 維持タイプに関する事項	8
③	森林空間利用タイプにおける管理経営の指針その他 森林空間利用タイプに関する事項	8
④	快適環境形成タイプにおける管理経営の指針その他 快適環境形成タイプに関する事項	9
⑤	水源涵養 <sup>かん</sup> タイプにおける管理経営の指針その他水源 涵養 <sup>かん</sup> タイプに関する事項	9
(3)	森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた 貢献に必要な事項	9
①	低コスト化を実現する施業モデルの展開と普及	10
②	林業事業体の育成	10
③	民有林と連携した施業の推進	10
④	森林・林業技術者等の育成	10
⑤	林業の低コスト化等に向けた技術開発	10
⑥	その他	10
(4)	主要事業の実施に関する事項	10
①	伐採総量	11
②	更新総量	11
③	保育総量	11
④	林道の開設及び改良の総量	11
(5)	その他必要な事項	11
2	国有林野の維持及び保存に関する事項	12
(1)	巡視に関する事項	12
(2)	森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項	12
(3)	特に保護を図るべき森林に関する事項	12
(4)	その他必要な事項	13
3	林産物の供給に関する事項	13
(1)	木材の安定的な取引関係の確立に関する事項	13
(2)	その他必要な事項	13

4	国有林野の活用に関する事項	1 3
(1)	国有林野の活用の推進方針	1 3
(2)	国有林野の活用の具体的手法	1 4
(3)	その他必要な事項	1 4
5	公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる私有林野の整備及び保全に関する事項	1 4
(1)	公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な事項	1 4
(2)	国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる私有林野の整備及び保全に関する事項	1 4
6	国民の参加による森林の整備に関する事項	1 5
(1)	国民参加の森林に関する事項	1 5
(2)	分収林に関する事項	1 5
(3)	その他必要な事項	1 5
7	その他国有林野の管理経営に関し必要な事項	1 5
(1)	林業技術の開発、指導及び普及に関する事項	1 5
(2)	地域の振興に関する事項	1 5
(3)	その他必要な事項	1 6

## 1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

### (1) 国有林野の管理経営の基本方針

国有林野の管理経営は、国有林野の管理経営に関する基本計画に即するとともに、国有林の地域別の森林計画と調和して、機能類型区分等による公益重視の管理経営を一層推進するとともに、その組織・技術・資源を活用して森林・林業再生へ貢献することを基本方針とする。

なお、当該森林計画区における概要等は以下のとおり。

#### ① 森林計画区の概況

本計画の対象は、大隅森林計画区を管轄区域とする国有林野48,885ha(不要存置林野4haを含む。)であり、鹿児島県東部に、大隅半島の最南端から北部にかけて位置し、西部には、大笠柄岳(1,236m)を主峰とする高隈山系があり、北部は宮崎県境、霧島山系がある。東南部には、国見山(887m)を主峰とする国見山系や稲尾岳があり、太平洋に注ぐ安楽川や菱田川、鹿児島湾に注ぐ高須川、本城川等の河川の集水域である。

森林の現況は、人工林を主体とした育成林が31,965ha(育成単層林29,829ha、育成複層林2,136ha)、天然生林が15,520haとなっており、主な樹種としては針葉樹はスギ、ヒノキ、広葉樹ではカシ類、シイ類、タブノキなどとなっている。また、林相別に見ると針葉樹林20,192ha、針広混交林10,731ha、広葉樹林16,562haとなっている。

また、本計画区は、水源かん養保安林が全体の74%に達し、下流域の水瓶として重要な役割を担っているほか、渓谷豊かな森林景観、照葉樹の森など豊富な観光資源に恵まれていることから登山などの森林レクリエーション・保健休養の場として多くの人に利用されている。また、森林資源を利用した木材加工業等も地域の重要な産業である。

このため、本計画では、林産物の供給や地域振興への寄与にも配慮しつつ、国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進に重点を置くこととする。また、近年、特に国有林に対する期待が大きくなっている地球温暖化の防止、生物多様性の保全等にも対応した管理経営を行うこととする。

各地区ごとに重点的に行うべき管理経営は次のとおりである。

#### ア 財部地区(1113～1126、1132～1137林班)

財部地区は都城盆地の西部に位置し、標高は主として500～600mであり全般に起伏も少なく大きな河川はないが、山地災害防止機能や曾於市及び都城市の水源<sup>かん</sup>地として水源涵養機能の発揮が期待されていることから「山地災害防止タイプ」と「水源涵養<sup>かん</sup>タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

なお、山麓部には、スギ、ヒノキ人工林が多いことから、民有林との連携も念頭に置きつつ、機能類型区分に応じた適切な施業の結果得られる木材の持続的かつ計画的な供給に努めることとする。

#### イ 志布志地区(1109～1112、2101～2152林班)

志布志地区は、志布志湾の北方、安楽川の上・中流域一帯に位置しており、御在所岳(530m)を中心に志布志湾に対して南向きの一般に丘陵性の緩やかな地形を形成している。

この地区は、垂直的に暖帯性植生が分布しており、天然林はカシ類、イスノキ、シイ類等の広葉樹が主であるが、近年、人工林化が進み、スギ、ヒノキの人工林が大部分を占め

ている。これらの地域は山地災害防止機能や水源涵養機能の発揮が重視されていることから「山地災害防止タイプ」と「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

また、志布志の沖合約4kmにある枇榔島は、魚つき保安林、日南海岸国定公園、天然記念物に指定された亜熱帯植物の宝庫であり学術的にも貴重な存在であり、厳正な管理の下に自然環境の維持を図ることが期待されていることから「自然維持タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

#### ウ 平野地区（3002、3003、3005～3027、3029、3033～3050林班）

八山岳（659m）から荒西山（834m）、六郎館岳（754m）等の山々の北西～南西部（鹿児島湾側）に位置し標高200～800mの地区である。

地形は全体的に緩傾斜で、スギ、ヒノキの人工林であるが、錦江町の水源地に位置しており、水源涵養機能の発揮が期待されるとともに、地形、地質的に不安定で山地災害防止機能の重点的な発揮が期待される地区もあることから「山地災害防止タイプ」と「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

なお、山麓部には、スギ、ヒノキ人工林が多いことから、民有林との連携も念頭に置きつつ、機能類型区分に応じた適切な施業の結果得られる木材の持続的かつ計画的な供給に努めることとする。

荒西山一帯は、自然景観の維持及び保健休養機能の発揮が期待されており、更に緑の回廊にも指定されていることから「自然維持タイプ」と「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

#### エ 大鹿倉地区（3051～3067、3069～3081林班）

稲尾岳（959m）から木場岳（891m）、辻岳（773m）に至る稜線より北側に位置する。

本地区は、稲尾岳を主峰として、南大隅町、錦江町の水源地となっており、山地災害防止や水源涵養機能の発揮が期待されることから「山地災害防止タイプ」と「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

また、稲尾岳を中心として稲尾岳周辺森林生態系保護地域、稲尾岳天然記念物及び稲尾岳自然環境保全地域特別地区に指定されているとともに、辻岳周辺の一部は霧島錦江湾国立公園に指定されており、優れた自然景観の維持を図ることが期待されていることから「自然維持タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

なお、山麓部には、スギ、ヒノキ人工林が多いことから、民有林との連携も念頭に置きつつ、機能類型区分に応じた適切な施業の結果得られる木材の持続的かつ計画的な供給に努めることとする。

#### オ 辺塚・伊座敷地区（3082、3083、3085、3092～3127、3130～3133林班）

稲尾岳から木場岳に至る分稜線より南側の地域であり、辺塚地区と大隅半島最南端の伊座敷地区に区分されるが、緩傾斜地のスギ、ヒノキ人工林については、生育も良好なことから、民有林との連携も念頭に置きつつ、機能類型区分に応じた適切な施業の結果得られる木材の持続的かつ計画的な供給に努めることとする。

辺塚地区は、太平洋に面した急傾斜地や断崖地が多く、風衝も考慮して山地災害防止機能を重点的に発揮させることが期待され、また、南大隅町の水源地として水源涵養機能の発揮が期待されていることから「山地災害防止タイプ」と「水源涵養タイプ」に区分して

管理経営を行うこととする。

伊座敷地区は、一部に中生層の砂礫質の土壌が多く、表土も浅く乾燥しているため、山地災害防止機能の発揮が期待されていることから大半は「山地災害防止タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

更に、佐多岬及び一部の孤立団地については、ソテツ自生地・天然記念物や霧島錦江湾国立公園等に指定されており、自然景観の保全・形成を図ることが期待されている。また、稲尾岳の南西部に位置する洞河原地区には、タブノキの大径木が優占し、ヘツカラン、ナゴラン、オオタニワタリ等の着生植物が生育しており、「洞河原タブノキ等希少個体群保護林」に設定していることから、「自然維持タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

#### カ 高隈山地区（101～105、108～132、134～172林班）

一般に急峻な数個の高峰を連ね、およそ南北に主稜線を走らせる険峻な地形の地区である。

大籠柄岳（1,236m）、御岳（1,182m）、平岳（1,102m）、横岳（1,094m）等の高隈山の主座が連なる稜線部標高 500m以上の地域は保健保安林、高隈山県立自然公園に指定され、イスノキ、モミ、アカマツが10～15%の混合歩合で温暖帯林の常緑広葉樹林内に分布し、また、ブナが2～5%程度で冷温帯林の落葉広葉樹林内に分布しており南限植物も多く、遺伝的な多様性を保存するうえでも重要な箇所であるので「高隈山生物群集保護林」に設定されている。また、本城川上流の猿ヶ城溪谷及び串良川上流の高隈溪谷の周辺については、一部保健保安林、高隈山県立自然公園第1種特別地域に指定され、更に、「おおすみ自然休養林」に指定されており、自然環境の保全・形成を図ることが期待されていることから「自然維持タイプ」と「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

垂水地域、鹿屋地域及び高隈ダム上流域の中腹部等には、浸食の進んだ谷、山腹崩壊等も見られ、地形・地質等の条件から山地災害防止機能や水源涵養機能を発揮させることが期待されていることから「山地災害防止タイプ」と「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

鳴之尾地域は、祓川地域の中腹以下については、山地災害防止機能や水源涵養機能を重視した「山地災害防止タイプ」と「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

142林班の山麓部は、居住環境を良好な状態に保全する機能の発揮が期待されることから「快適環境形成タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

#### キ 国見山地区（2～8、10～27、29～79林班）

北西部に鹿屋盆地と志布志湾を丘陵性の平原をはさんで高隈山塊と相対し、島しょ状の大隅半島山系と呼ばれる山塊の北ないし西斜面に広がる地区である。

19林班の一部はイスノキの遺伝資源の保護のため「神野イスノキ遺伝資源希少個体群保護林」に設定、また、42林班にはスダジイ等の巨木や九州南部を北限とする南方系の種も生育し、「高野スダジイ等希少個体群保護林」に設定されており、自然環境の保全・形成を図ることが期待されていることから「自然維持タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

志布志湾に面した松林は、防風、潮害防備及び保健保安林に指定されており、生活環境の保全及び保健休養機能の発揮が期待されていることから「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

甫与志岳、国見山、高崎の脊梁山脈にあたる区域及び高山川、始良川・苦野川の上流については、地形も比較的急峻であり山腹崩壊等も見られ山地災害防止機能の発揮が期待され、また、肝付町等の水源地として水源涵養機能の発揮が期待されていることから「山地災害防止タイプ」と「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。これ以外の区域及び大始良川、本城川の上流については、スギ、ヒノキ人工林が多いことから、民有林との連携も念頭に置きつつ、機能類型区分に応じた適切な施業の結果得られる木材の持続的かつ計画的な供給に努めることとする。

#### ク 国見平地区（1001～1040、1042～1044林班）

国見山から甫与志岳に連なる山地の東側を流れる広瀬川・小田川流域に位置し、下流部に住宅地がある国見平国有林は、山地災害防止機能の発揮が期待されるとともに、内之浦地域の水源地となっており、特に水源涵養機能の発揮が期待されていることから「山地災害防止タイプ」と「水源涵養タイプ」に区分する。

内之浦湾の海岸部は、大隅南部県立自然公園等に指定されており、自然環境の保全・形成を図ることが期待されていることから「自然維持タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

#### ケ 牧地区（1045～1057、1059～1068林班）

甫与志岳から荒西山に連なる山地の東側を流れる久保田川流域に位置している。蒲生ヶ迫・小山田国有林は、国道448号及び集落の上流域に位置し、地形が急峻であり、山地災害防止機能の発揮が期待されている。牧国有林は水源涵養機能の発揮が期待されていることから「山地災害防止タイプ」と「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

大隅海峡の海岸部は、大隅南部県立自然公園等に指定されており、自然環境の保全・形成を図ることが期待されていることから「自然維持タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

#### コ 山添地区（1069～1089林班）

稲尾岳、四坂岳から東側を流れる谷川・大浦川流域に位置し、太平洋に面し地形も急峻である。下流集落の水源地として水源涵養機能の発揮が期待されていることから大半は「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

山添国有林は、稲尾岳山頂付近全域が稲尾岳周辺森林生態系保護地域に、観音平地域の一部が山添タブノキ等遺伝資源希少個体群保護林に指定されており、自然環境の保全・形成を図ることが期待されていることから「自然維持タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

### ② 国有林野の管理経営の現状及び評価

本計画区の国有林は、大隅森林管理署で管理経営しており、本計画の対象とする国有林野面積は48,881haで九州森林管理局管内国有林総面積の9%を占めている。

蓄積は12,368千m<sup>3</sup>で九州森林管理局総蓄積の9%を占めている。また、人工林面積は29,944 haで人工林率は63%となっている。

森林の種類は、普通林が7,623 haで16%を占めており、制限林が41,258 haで84%となっている。なお、制限林の98%が保安林であり、その内水源かん養保安林が89%を占めている。

大隅森林計画区内の森林資源状況

(単位：ha、m<sup>3</sup>)

区 分	人工林	天然林	その他	合計
面 積	29,944	17,541	1,395	48,881
蓄 積	9,040,603	3,327,013	710	12,368,326

注：合計は四捨五入の関係で必ずしも一致しない。

主要施策に係る前計画における計画量と実行量について下表に示す。

伐採立木材積に関して、地域における木材の安定供給を図るため、育成単層林の皆伐を主に計画し、ほぼ計画量が達成された。一方、間伐については地球温暖化防止対策に資する森林整備の推進を図るため積極的に実行したが、計画量を下回る結果となった。

造林に関して、人工造林については、計画量を下回る結果となった。

林道等の開設又は拡張に関して、林道の開設については優先度を考慮し、より優先度の高いものから実行した。林道の改良については、台風や集中豪雨による被災箇所のうち緊急性の高い箇所を実行した。

主要施策に係る計画量と実行量

項 目	計 画	実 行
伐採立木材積	1,109,500 m <sup>3</sup>	721,333 m <sup>3</sup>
主伐	212,500 m <sup>3</sup>	257,162 m <sup>3</sup>
間伐	897,000 m <sup>3</sup>	464,171 m <sup>3</sup>
造林面積	526 ha	423 ha
人工造林	482 ha	386 ha
天然更新	44 ha	37 ha
林道等の開設又は拡張	開設：43.4km 拡張：23箇所	開設：14.0km 拡張：3箇所

### ③ 持続可能な森林経営の実施方向

国有林野の管理経営に当たっては、開かれた「国民の森林<sup>もり</sup>」の実現を図り、現世代とともに将来世代へ森林からの恵沢を伝えるため、住民の方々の意見を聴き、機能類型区分や森林の適切な整備・保全等による持続可能な森林経営に取り組んでいくこととする。

また、持続可能な森林経営については、日本はモントリオール・プロセスに参加しており、この中で森林経営の持続可能性を客観的に把握し評価するための7基準（54指標）が示されている。本計画区の国有林野について、この基準を参考に取り組んでいる施策及び森林の取扱方針を整理すると次のとおりとなる。

<p>I 生物多 様性の保全</p>	<p>地域の特性に応じた多様な森林生態系を保全していくため、針広混交林等からなる多様な林相の森林を整備及び保全していくとともに、貴重な野生動植物が生息・生育する森林について適切に保護・保全するほか、施業を行う場合でも適切な配慮を行う。関連する主な施策として、厳格な保全・管理を行う保護林のモニタリング調査等を通じた適切な保全・管理等を推進するとともに、原生的な天然林や里山林、溪畔林、保護樹帯等を各々の林相に応じた適切な整備・保全を行い、森林生態系のネットワークの構築を図る。</p>
<p>II 森林生態系の生産力の維持</p>	<p>森林としての成長力を維持し健全な森林を整備していくため、間伐等の適切な実施と伐採後の更新確保による健全な森林の整備とともに、公益的機能の発揮と両立した木材の生産を行う。関連する主な施策として、計画、設計、施工の各段階において森林生態系との調和を図りつつ、林道、作業道等の適切な組合せによる路網の計画的な整備を推進する。</p>
<p>III 森林生態系の健全性と活力の維持</p>	<p>外部環境から受ける影響から森林の劣化を防ぐため、森林病虫害や山火事等から森林を保全するとともに、被害を受けた森林の回復を行う。関連する主な施策として、松くい虫の被害のまん延防止のため、薬剤による防除、伐倒駆除等に取り組むとともに、シカによる森林被害の状況を踏まえ、被害防除対策を実施する。</p>
<p>IV 土壌及び水資源の保全と維持</p>	<p>降雨に伴う浸食等から森林を守るとともに、森林が育む水源の涵養のため、山地災害により被害を受けた森林の整備、復旧や公益的機能の維持のために必要な森林の保全を行うとともに、森林施業においても裸地化する期間の短縮や尾根筋や沢沿いでの森林の存置を行う。関連する主な施策として、安全・安心に暮らせる環境づくりを目指して、民有林と国有林が連携した効果的な治山対策に取り組む。</p>
<p>V 地球の炭素循環への森林の寄与の維持</p>	<p>地球温暖化防止に貢献するため、吸収源となる森林を確保するため育成林の整備を推進するとともに、天然生林の保全を行うほか、森林整備の円滑な推進と二酸化炭素の貯蔵庫として機能を維持するため木材利用を推進する。関連する主な施策として、除間伐を主体に森林整備を推進するとともに、治山事業における間伐材等の利用促進や間伐材を使用した紙製品の普及に取り組む。</p>
<p>VI 社会の要望を満たす長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進</p>	<p>国民の森林に対する期待に応えるため、森林が有する多面的機能の効果的な発揮とともに、森林浴や森林ボランティア、環境教育等森林と人とのふれあいの確保のためのフィールドの提供等や森林施業に関する技術開発等に取り組む。関連する主な施策として、「レクリエーションの森」のPRや施設整備等に努めるなど、「国民の森林」として充実を図るとともに、学校のカリキュラムへの森林環境教育の導入、「遊々の森」の設定の推進、教職員を対象とした森林教室の実施等、学校との連携の強化に取り組む。</p>
<p>VII 森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的枠組</p>	<p>I～VIで記述した内容を着実に実行し「国民の森林」として開かれた管理経営を行うため、国有林野に関連する法制度に基づく各計画制度の適切な運用はもとより、管理経営の実施に当たっては国民の意見を聴きながら進めるとともに、モニタリング等を通じて森林資源の状況を把握する。関連する主な施策として、国有林モニターを活用し、国有林野事業等に対する意見、要望等を聴取するとともに、国有林野事業の運営等について国民の理解の促進を図る。</p>

④ 政策課題への対応

本計画区の国有林では、国土保全や水源涵養等の公益的機能の維持増進、森林・林業再生に向けた取組、災害からの流域保全、森林環境教育や森林とのふれあい、国民参加の森林づくりの推進、地球温暖化防止や生物多様性の保全などの政策課題に対応している。

とりわけ、森林・林業の再生に向けた取組としては、林業事業者等への計画的な事業の発注による安定的・計画的な木材の供給、森林総合監理士等の活用による民有林行政支援、民有林・国有林一体となった森林共同施業団地の設定等に取り組んでいるところである。

(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項

公益的機能の維持増進を旨とした管理経営を行うため、

- ・山地災害防止タイプ（土砂流出・崩壊防備エリア、気象害防備エリア）
- ・自然維持タイプ
- ・森林空間利用タイプ
- ・快適環境形成タイプ
- ・水源涵養タイプ

の機能類型区分を行い、各機能の発揮を目的とした管理経営を行う。

なお、地域別の森林計画における公益的機能別施業森林との関係は下表の通り。

○ 機能類型と公益的機能別施業森林の関係

機能類型		公益的機能別施業森林			
		水源涵養機能維持増進森林	山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林	快適環境形成機能維持増進森林	保健機能維持増進森林
山地災害防止タイプ	土砂流出・崩壊防備エリア	○	○		
	気象害防備エリア	○	○	○	
快適環境形成タイプ		○		○	
水源涵養タイプ		○			
自然維持タイプ		○	○		○
森林空間利用タイプ		○	○		○

また、機能類型区分に応じた管理経営にあたっては「管理経営の指針」（別冊）によるほか、次の点に留意して、個々の林分の地況、林況等の立地条件に応じて適切に行うこととする。なお、各機能の発揮を図るために導入する林相の維持・改良等に必要な施業により生じる木材については、有効利用を図る。また、齢級構成の平準化・バイオマス利用等の地域ニーズに応じた主伐を計画的に行うことにより木材の供給を図る。

① 山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他山地災害防止タイプに関する事項

山地災害防止タイプは、土砂の流出・崩壊、落石等の山地災害による人命・施設の被害の防備その他災害に強い国土基盤の形成に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、次の事項に留意して、保全対象と当該森林の位置的関係、地質や地形等の地況、森林現況等を踏ま

えた適切な管理経営を行うこととする。

ア 土砂流出・崩壊防備エリア

山地災害防止タイプのうち、土砂流出・崩壊防備エリアでは、根系が深くかつ広く発達し、常に落葉層を保持し、適度の陽光が入ることによって下層植生の発達が良好な森林であって、必要に応じて土砂の流出、崩壊を防止する治山施設等が整備されている森林を整備の目標とする。

イ 気象害防備エリア

山地災害防止タイプのうち、気象害防備エリアでは、樹高が高く下枝が密に着生しているなど遮蔽能力が高く、諸被害に対する抵抗性の高い樹種によって構成される森林を目標とする。

山地災害防止タイプの面積

(単位：ha)

区 分	山地災害防止タイプ		
		うち、土砂流出・崩壊防備エリア	うち、気象害防備エリア
面 積	15,349	15,302	47

② 自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然維持タイプに関する事項

自然維持タイプは、原生的な森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存等自然環境の保全に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、原則として自然の推移に委ねるとともに、生物多様性の保全等に配慮した管理経営を行うこととする。

自然維持タイプの面積

(単位：ha)

区 分	自然維持タイプ	
		うち、保護林
面 積	3,716	2,397

③ 森林空間利用タイプにおける管理経営の指針その他森林空間利用タイプに関する事項

森林空間利用タイプは、スポーツ又はレクリエーション、教育文化、休養等の活動の場及び優れた景観の提供に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、それぞれの保健・文化的利用の形態に応じた管理経営を行うこととする。

森林空間利用タイプの面積

(単位：ha)

区 分	森林空間利用タイプ	うち、レクリエーションの森
面 積	557	130

④ 快適環境形成タイプにおける管理経営の指針その他快適環境形成タイプに関する事項

快適環境形成タイプは、騒音の低減や大気浄化、木陰の提供等による気象緩和等人間の居住環境を良好な状態に保全する機能を重点的に発揮すべき森林であり、それぞれの機能に応じた管理経営を行うこととする。

快適環境形成タイプの面積

(単位：ha)

区 分	快適環境形成タイプ
面 積	74

⑤ 水源涵養<sup>かん</sup>タイプにおける管理経営の指針その他水源涵養<sup>かん</sup>タイプに関する事項

水源涵養<sup>かん</sup>タイプは、国民生活に欠かせない良質で豊かな水の供給に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、渇水緩和や水質保全等の水源涵養<sup>かん</sup>機能を高めるため、浸透・保水能力の高い森林土壌の維持及び根系や下層植生の発達が良好で諸被害に強い森林の整備を目標として管理経営を行うこととする。なお、これら条件の維持できる範囲で森林資源の有効利用に配慮するものとする。

水源涵養<sup>かん</sup>タイプの面積

(単位：ha)

区 分	水源涵養 <sup>かん</sup> タイプ
面 積	29,185

(3) 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項

民有林関係者と連携して推進する森林の流域管理システムの下、森林の有する多面的機能の持続的発揮を基本としつつ、我が国の森林・林業の再生に貢献していくため、大隅流域森林・林業活性化協議会等の場を通じ県・市町村等との密接な連携を図るとともに、組織・技術力・資源を活用し、民有林経営の支援等に積極的に取り組むこととする。

また、このことを通じて、地域経済の発展や山村地域の振興に寄与するよう努めるものとする。

① 低コスト化を実現する施業モデルの展開と普及

林業事業者等と連携し、低コストで効率的な施業を展開するとともに、これに関する研修会の開催等を通じ、民有林に対する低コストで効率的な施業の普及に努める。

② 林業事業者の育成

民有林行政と連携しつつ、林業事業者への計画的な事業の発注、安定的・計画的な木材の供給及び林業事業者の育成に努める。

さらに、流域で生産された木材の利用促進、システム販売の推進及び木質バイオマス資源の活用に向けた木材需給情報の交換に努める。

③ 民有林と連携した施業の推進

森林共同施業団地の設定により、民有林・国有林一体となった効率的な路網の整備、計画的な間伐の実施等に努める。

森林共同施業団地の概況

箇所数	面積(ha)	
	国有林	民有林
2	6,507	4,585

④ 森林・林業技術者等の育成

事業の発注や研修フィールドの提供等を通じて、民有林の人材育成支援に努める。

⑤ 林業の低コスト化等に向けた技術開発

産学官連携の下、林業の低コスト化に向けた技術開発の推進に努める。

⑥ その他

国民の森林としての管理経営を推進する観点から、森林環境教育の推進、生物多様性の保全に係る取組の推進、安全・安心の取組に係る情報提供等に努める。

(4) 主要事業の実施に関する事項

本計画及び前計画期間における伐採、更新、保育及び林道の事業総量は以下のとおりである。

事業の実施に当たっては、原則として全面的に民間に委託し、効果的かつ効率的な実施に努め、国土の保全、自然環境の保全、生物多様性の保全等に十分配慮しつつ、森林吸収源対策として引き続き間伐を積極的に推進する。また、将来的に均衡がとれた齢級構成に移行させることに配慮しつつ、主伐とその後の再造林を計画的かつ着実に取り組む。さらに、針広混交林化、複層林化、長伐期化や里山の整備等、地域の現況を踏まえ、多様で健全な森林の整備・保全を推進することとする。更新・保育については、伐採事業との一体的な実施や新たな林業技術の導入等による造林・育林作業の低コスト化に取り組むこととする。林道等の路網については、森林の公益的機能が高度に発揮されるよう施業方法に応じて計画的に整備することとする。

また、労働災害がなく、健康で明るく働けるように労働安全衛生の確保に努めるとともに、計画的な事業の発注等により林業事業者の育成・整備を図ることとする。

① 伐採総量

(単位：m<sup>3</sup>、ha)

区 分	主 伐	間 伐	計
本 計 画	249,681	873,663 (9,709)	1,123,344 [46,156]
前 計 画	212,500	897,000 (10,415)	1,109,500

注：( ) は、間伐面積である。

[ ] は、臨時的な伐採量で外書き。

② 更新総量

(単位：ha)

区 分	人工造林	天然更新	計
本 計 画	615	17	631
前 計 画	482	44	526

注：計と内訳の合計が一致しないのは、四捨五入によるものである。

③ 保育総量

(単位：ha)

区 分	下 刈	つる切	除 伐	枝 打	ぼう芽整理
本 計 画	2,474	363	316	—	5
前 計 画	829	146	387	—	15

④ 林道の開設及び改良の総量

区 分	開 設		改 良	
	路線数	延長量(m)	箇所数	延長量(m)
数 量	26	58,800	72	27,000

(5) その他必要な事項

特になし。

## 2 国有林野の維持及び保存に関する事項

### (1) 巡視に関する事項

#### ① 山火事防止等の森林保全巡視

本計画区には国立公園等が指定されており、また、レクリエーションを目的とした森林への入込利用者が多く、このため、地元市町村等関係機関との連携を密にして標識類の整備、山火事防止の宣伝、啓発活動、森林火災訓練等に努めるとともに、森林保全巡視を強化し、山火事の未然防止に万全を期することとする。

また、廃棄物の不法投棄については、地元市町村等関係機関、林業事業者及びボランティア団体との連携の強化を図り防止に努めることとする。

#### ② 境界の保全管理

境界標の巡検及び境界巡視を確実にを行い、境界の保全管理に努めることとする。

### (2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項

森林病虫害による被害の早期発見及び早期駆除を図るために、適切な森林の巡視に努めることとする。

特に松くい虫被害については、適切な防除により被害の防止に努める。

### (3) 特に保護を図るべき森林に関する事項

貴重な自然環境を有する天然林等が多数存在しており、これらの森林については、生物多様性の保全を図るうえで重要であり、保護林として設定し適切に保護・保全を図っていくとともに、巡視活動やモニタリング調査を通じた適切な保全・管理を推進することとする。

#### ① 保護林

種 類	箇 所 数	面 積 (ha)
森 林 生 態 系 保 護 地 域	1	1,045
生 物 群 集 保 護 林	1	1,176
希 少 個 体 群 保 護 林	4	175
総 数	6	2,397

注：総数と内訳の合計が一致しないのは、四捨五入によるものである。

#### ② 緑の回廊

名 称	延 長 (km)	面 積 (ha)
大隅半島緑の回廊	22	1,394

#### (4) その他必要な事項

本計画区の国有林野の大半が水源かん養保安林に指定されているなど、水源涵養<sup>かん</sup>の上で重要な森林が多く存在することから、保安林等の適切な管理に努めることとする。

また、自然災害等により劣化した森林の再生・復元に努めるとともに、ニホンジカなどの野生鳥獣との共存に向けた森林の整備や被害対策、ボランティア団体等と協働・連携し、荒廃した植生の回復措置を行うなど、森林生態系の保全等のための取組について、環境行政との綿密な連携を確保しつつ推進することとする。

さらに、台風など自然の脅威<sup>かん</sup>にさらされている地域であることから、事業実行に当たっては水源の涵養、山地災害の防止、景観の保持等に十分に配慮することとする。

### 3 林産物の供給に関する事項

#### (1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

国有林材を計画的・安定的に供給するため、輸入木材に対して競争力の持てる簡素で合理的な生産・流通・加工システムづくりを目指し、間伐材を中心に大規模需要先へ定時・定量・定価格で丸太を供給する安定供給システム販売に取り組むこととする。

さらに、民有林・国有林が連携しつつ合理的な販売・流通体制の確立を目指し、国産材の需要・販路の拡大に努めることとする。

#### (2) その他必要な事項

林産物の供給に当たっては、効果的かつ効率的な取組を推進することとし、間伐材の利用促進に当たっては、列状間伐や路網と高性能林業機械を組み合わせた高効率・低コストな作業システムの定着を図りつつ、素材販売により実施するとともに、バイオマス燃料としての利用など新たなニーズに応えるため、低質材主体の初回間伐林分の立木販売やこれまで利用されてこなかった木材の販売を実施し、資源の有効利用に努めることとする。

また、木造の庁舎等の整備、森林土木工事等の公共工事において間伐材等を積極的に利用する等、木材利用の促進に取り組むこととする。

### 4 国有林野の活用に関する事項

#### (1) 国有林野の活用の推進方針

国有林野の活用にあたっては、地域の社会的・経済的状況、住民の意向等を考慮して、また、地域における産業の振興、住民の福祉の向上等に資するよう、国有林野の管理経営との調整を図りつつ、積極的に推進することとする。

本計画区内の北東に位置する日南海岸国定公園、中部に位置するおおすみ自然休養林及び南に位置する霧島錦江湾国立公園等が都市部からも比較的近く、温泉、キャンプ場、溪谷、豊かな自然景観など豊富な観光資源に恵まれていることからハイキング、登山など森林を利用したレクリエーション・保健休養の場として多くの人々に利用されている。今後もこうした地理的条件を活かした産業の振興等を通じ、魅力ある地域づくりを進めていく必要がある。このため、近隣市町村からの来訪者の増加に対応した農林水産物の生産加工体制の整備等地域における産業の振興に資する国有林野の活用を積極的に推進することとする。

## レクリエーションの森

種 類	箇所数	面 積 (ha)
自 然 休 養 林	2	241
その他レクリエーションの森	2	1
総 数	4	242

### (2) 国有林野の活用の具体的手法

国有林野の活用に当たり、道路等の公用・公共用地等については貸付又は売払い等によることとする。また、水源林造成等については分収林制度を積極的に活用することとする。

### (3) その他必要な事項

国有林野の活用に当たっては、水源の涵養、自然環境の保全等の森林の持つ公益的機能との調和を図るとともに、土地利用に関する計画等との必要な調整を行った上で、積極的に推進することとする。

「レクリエーションの森」については、必要な見直し等をしつつ適切に魅力あるフィールドとして整備し、その活用を推進していくこととする。

## 5 公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項

### (1) 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な事項

国有林に隣接・介在する民有林の中には、小規模で孤立分散し立地条件が不利であること等から森林所有者等による施業が行われず、当該民有林における土砂の流出等の発生が国有林の発揮する国土保全等の公益的機能に悪影響を及ぼしたり、外来樹種の繁茂等が国有林野で実施する駆除の効果の確保に支障を生じさせる場合がある。

このような場合、国有林の有する公益的機能の維持増進を図るために有効かつ適切なものとして、森林施業の集約化を図るための林道や森林作業道の開設とこれらの路網を活用した施業、地域の森林における生物多様性の保全を図る上で必要となる外来樹種の駆除等を民有林と一体的に行い、民有林の有する公益的機能の維持増進にも寄与するよう、公益的機能維持増進協定制度の活用を努めることとする。

### (2) 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項

公益的機能維持増進協定の締結に当たっては、民有林の森林所有者等にも原則として相応の費用負担を求めるなど、合理的な役割分担の下での一体的な森林の整備及び保全の実施に向けた条件整備を進めることとする。

## 6 国民の参加による森林の整備に関する事項

### (1) 国民参加の森林に関する事項

ボランティア団体等との協定に基づく「ふれあいの森」等により、国民の自主的な参加による森林整備活動等を推進することとする。

### (2) 分収林に関する事項

森林に対する国民の要請が多様化する中で、社会貢献活動として森林づくりに自ら参加・協力したいという企業等の要請に応えるため、分収林制度の活用による森林整備を推進することとする。

### (3) その他必要な事項

協定の締結により継続的に体験活動ができる「遊々の森」等を活用して、豊かな自然環境を有する国有林野を多様な体験活動の場として積極的に提供し、森林環境教育の推進に努めることとする。

また、教職員やボランティアのリーダー等に対する普及啓発や技術指導、森林環境教育のプログラムや教材の提供等を積極的に推進することとする。

さらに、森林管理署等は、国民参加による森林の整備・保全等に関する情報の提供、国民からの相談への対応、国民参加の支援を行う拠点としての機能を発揮するよう努めることとする。

名 称	面積 (ha)	位置 (林小班)
遊々の森	4.30	153か

## 7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

### (1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

列状間伐や路網と高性能林業機械を組み合わせた高効率・低コストな作業システムの定着や伐採とコンテナ苗を用いた造林の一貫作業システムの導入・定着を図ることとする。

国有林野事業において開発、改良された林業技術については、現地検討会の開催、モデル林、各種試験地等の設置等を通じて、地域林業関係者等への普及・定着を図ることとする。

また、研究機関等が行う林業技術の開発及び林業機械の導入試験等に対しては、フィールド提供を積極的に行うこととする。

### (2) 地域の振興に関する事項

機能類型に応じた適切な管理経営を行い、山地災害の防止、水源の涵養、自然環境の保全、保健・文化・教育的利用、木材の安定供給等を通じて地域振興に寄与するよう努めることとする。また、その際には次の点に留意することとする。

- ① 分収造林及び国有林野の利活用の要請に対しては積極的に対応する。
- ② 林道については、地域の実態を踏まえ、生活道路としての機能の発揮に十分留意する。
- ③ 蜂蜜の採取源となる樹種については、事業実行との調整を図りつつ、その保全に努める。

(3) その他必要な事項  
特になし。

(案)

第5次国有林野施業実施計画書

(大隅森林計画区)

計画期間

自 平成30年4月 1日

至 平成35年3月31日

九州森林管理局



## 目 次

1	国有林野の区画の名称及び区域並びに機能類型及びエリア別の区域	1
2	施業群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量	1
	(1) 伐採造林計画簿	1
	(2) 水源涵養 <sup>かん</sup> タイプにおける施業群別面積等	1
	(3) 水源涵養 <sup>かん</sup> タイプの施業群別の上限伐採面積	2
	(4) 伐採総量	2
	(5) 更新総量	3
	(6) 保育総量	3
3	林道の整備に関する事項	4
4	治山に関する事項	6
5	保護林及び緑の回廊の名称及び区域	7
	(1) 保護林の名称及び区域	7
	(2) 緑の回廊の名称及び区域	8
6	レクリエーションの森の名称及び区域	9
7	公益的機能維持増進協定の名称及び区域	10
8	その他必要な事項	10
	(1) 施業指標林、試験地等	10
	(2) フィールドの提供	11
	(3) その他	11
	(4) 森林共同施業団地	11



1 国有林野の区画の名称及び区域並びに機能類型及びエリア別の区域

国有林野の区画の名称及び区域並びに機能類型及びエリア別の区域の配置については、国有林野施業実施計画図による。

2 施業群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量

(1) 伐採造林計画簿

伐採・更新箇所ごとの伐採・更新面積及び方法等については、伐採造林計画簿に示すとおりである。

(2) 水源涵養<sup>かん</sup>タイプにおける施業群別面積等

(単位：ha)

施業群		面積	取 扱 い の 内 容	伐期齢等
施業群	スギ・ヒノキ普通伐期	3,651.99	伐採箇所の縮小、分散化による皆伐新植を行う	スギ 40～60 ヒノキ45～70
	スギ長伐期	12,514.05	伐採箇所の縮小、分散化、長期化による皆伐新植を行う	70～100
	ヒノキ長伐期	4,537.93	同 上	80～120
	アカマツ長伐期	3.55	同 上	80
	ケヤキ長伐期	4.63	同 上	150
	その他人工林	76.96	伐採箇所の縮小、分散化による皆伐新植を行う	60上
	保護樹帯	1,691.83	被害木等について択伐を行う	60
	スギ・ヒノキ複層林	550.81	伐採箇所の縮小、分散化による複層伐を行う	短期型 80 長期型 100
	天然林	0.56	伐採箇所の縮小、分散化による皆伐を行う	60上
	天然林長伐期	1,049.88	伐採箇所の縮小、分散化、長期化による択伐及び皆伐を行う	100
	天然林広葉樹	3,910.67	伐採箇所の縮小、分散化による択伐及び皆伐を行う	35上
	しいたけ原木	560.69	皆伐1回目以降は、ぼう芽更新を行う	15
施業群設定外		—		
合 計		28,553.55		

注 スギ・ヒノキ普通伐期のスギ40～60年、ヒノキ45～70年及びスギ長伐期70～100年、ヒノキ長伐期80～120年は、地域管理経営計画の経常樹立年度において逐次、それぞれ60年、70年、100年、120年伐期に移行させることを含む。

(3) 水源涵養<sup>かん</sup>タイプの施業群別の上限伐採面積

(単位：ha)

施業群	上限伐採面積
スギ・ヒノキ普通伐期	260
スギ長伐期	625
ヒノキ長伐期	189
その他人工林	6
保護樹帯	140
スギ・ヒノキ複層林	55
天然林長伐期	52
天然林広葉樹	558
しいたけ原木	186

(4) 伐採総量

(単位：m<sup>3</sup>、ha)

区分	林地					林地以外	合計
	主伐	間伐	小計	臨時伐採量	計		
山地災害防止タイプ	628	224,612 (2,504)	225,240				
自然維持タイプ	—	11,644 (130)	11,644				
森林空間利用タイプ	—	978 (13)	978				
快適環境形成タイプ	—	2,401 (27)	2,401				
水源涵養 <sup>かん</sup> タイプ	スギ・ヒノキ普通伐期	204,508	14,954	219,462			
	スギ長伐期	3,692	455,199	458,891			
	ヒノキ長伐期	—	163,875	163,875			
	スギ・ヒノキ複層林	38,786	—	38,786			
	天然広葉樹	165	—	165			
	しいたけ原木	1,902	—	1,902			
	計	249,053	634,028 (7,035)	883,081			
合計	249,681	873,663 (9,709)	1,123,344	46,156	1,169,500	—	1,169,500
年平均	49,936	174,733 (1,942)	224,669	9,231	233,900	—	233,900

注 ( ) は、間伐面積である。

(再掲) 市町村別内訳

(単位: m<sup>3</sup>)

市町村名	林 地					林地以外	合 計
	主 伐	間 伐	小 計	臨 時 伐採量	計		
鹿屋市	26,860	102,177	129,037	/	/	/	/
垂水市	39,037	79,543	118,580				
曾於市	48,229	86,816	135,045				
志布志市	20,579	103,883	124,462				
錦江町	31,585	130,848	162,433				
南大隅町	16,693	69,416	86,109				
肝付町	66,698	300,980	367,678				

注 臨時伐採量及び林地以外の土地に係る伐採量は含まない。

(5) 更新総量

(単位: ha)

区 分		山地災害 防止タイプ	自然維持 タイプ	森林空間 利用タイプ	快適環境 形成タイプ	水源涵養 <sup>かん</sup> タイプ	合 計
人工造林	単層林成	2.32	—	25.09	—	508.53	535.94
	複層林成	—	—	—	—	78.83	78.83
	計	2.32	—	25.09	—	587.36	614.77
天然更新	天然下種 第1類	—	—	—	—	—	—
	天然下種 第2類	—	—	—	—	3.43	3.43
	ぼう芽	—	—	—	—	13.09	13.09
	計	—	—	—	—	16.52	16.52
合 計		2.32	—	25.09	—	603.88	631.29

(6) 保育総量

(単位: ha)

区 分		山地災害 防止タイプ	自然維持 タイプ	森林空間 利用タイプ	快適環境 形成タイプ	水源涵養 <sup>かん</sup> タイプ	合 計
保 育	下刈	118.10	—	227.32	—	2,128.42	2,473.84
	つる切	30.16	—	60.94	—	272.34	363.44
	除伐	19.54	—	—	—	296.62	316.16
	枝打	—	—	—	—	—	—
	ぼう芽整理	—	—	—	—	5.24	5.24
	計	167.80	—	288.26	—	2,702.62	3,158.68

3 林道の整備に関する事項

基 幹 ・ その他別	開 設 ・ 改良別	路 線 名	箇 所 (林 班)	延 長 ( m )	備 考
その他	開 設	大籠柄168林道	165、166	2,000	
		大籠柄153林道	153、154	1,700	
		後平105林道	104、105	1,000	
		湯之谷115林道	115～117	2,300	
		後平111林道	153、157	1,500	
		山田平55林道	55～57	2,600	
		日平窪野63林道	62、63	1,000	
		高野52林道	49～52	6,000	
		落平59林道	59、60	1,600	
		立谷32林道	32	2,500	
		立谷31林道	30、31	1,800	
		吾平2林道	2～8	7,600	
		大川34林道	21、23、24、33、 34	4,500	
		津房1009林道	1007～1009	2,300	
		大谷添1039林道	1038、1039	1,400	
		小山田1055林道	1030、1055	2,000	
		小山田1052林道	1034、1052	800	
		大鹿倉3085林道	3073～3075	1,000	
		大鹿倉3080林道	3080	1,600	
		毘砂ヶ野2132林道	2132	1,000	
		瓶台1118林道	1117、1118	2,100	
大良1123林道	1123	1,000			
平野3026林道	3026、3027	1,500			
平野3011林道	3011～3015	5,000			
岩元3007林道	3003、3007	2,000			
内之牧3036林道	3036	1,000			
基 幹	改 良	大籠柄林道	161、162	500	一般改良・舗装
		高塚林道	131、132、134	1,500	一般改良・舗装

基 幹 その他別	開 設 改良別	路 線 名	箇 所 (林 班)	延 長 ( m )	備 考
基 幹	改 良	地寄林道	167～169、172	2,000	一般改良・舗装
		白山林道	122～128、130、 131	3,000	一般改良・舗装
		大野原林道	115～121、128、 129	2,000	一般改良・舗装
		山田平林道山田平支線	55	200	一般改良・舗装
		日平林道	67～69	1,000	舗 装
		岩屋林道	47	500	舗 装
		二股林道	42、43、45～47	1,500	舗 装
		大谷添林道	1031、1033	1,000	舗 装
		津房林道	1010、1011	1,000	舗 装
		小山田林道	1051、1052	1,000	舗 装
		荒西林道	1062、1068	1,000	一般改良・舗装
		大中尾林道	3096、3097、3099	1,000	一般改良・舗装
		二本松林道	2120、2133、2134	500	永久橋
		花房林道	2117～2119	1,000	舗 装
		吉ヶ谷林道	1118、1121、1122	1,000	一般改良・舗装
		伊良ヶ谷林道	1133	1,000	一般改良・舗装
		第二吉ヶ谷林道	1123	500	舗 装
		吉原林道	2106	100	一般改良・永久橋
		平野林道	3014、3015、3023、 3024	2,000	舗 装
		大鹿倉林道	3065	100	一般改良・舗装
内之牧林道	3044、3045	1,000	一般改良・舗装		

基 幹 その他別	開 設 改良別	路 線 名	箇 所 (林 班)	延 長 ( m )	備 考
その他	改 良	猿ヶ城林道	128	200	一般改良・舗装
		甫与志林道	39、40	300	一般改良・舗装
		山川原林道	1054～1056	1,000	一般改良・舗装
		辻岳林道	3079	100	永久橋
		平野林道21支線	3020、3021、3025、 3026	1,000	舗 装
計	開 設			58,800	26 路線
	改 良			27,000	72 箇所

#### 4 治山に関する事項

位 置 ( 林 班 )	区 分	工 種	計 画 量 (箇所数又は面積)
2、3、11、13、14、18、20、25、29、30、34、35、 39、41、43、44、47、50、55、64～66、68、78、 79、108、111、118、119、121、125～128、138、 140、142、145、147、148、150、163～165、 1002～1004、1008、1010、1012～1014、1018、 1019、1022、1024、1026～1028、1031、1033、 1035、1037、1038、1044、1045、1048、1051、 1054、1056、1060～1062、1064～1067、1069、 1072、1077、1078、1109、1111、1115、1117、 1118、1120、1121、1124、1125、1133～1135、 2103、2106、2108、2111、2112、2115～2119、 2121～2125、2127、2128、2130、2131、2134、 2138～2140、2145、2147、2148、2151、2152、 3003、3005、3006、3008、3010、3012、 3018～3021、3023、3024、3026、3033、3037、 3040、3066、3067、3069、3072、3076、3080、 3093、3132	保安林整備	本数調整伐等	1,034 ha
116～121、124～129、132、156、163、164、168、 169、172、1029、1053、1087、2129、3014、3044	保全施設	溪間工	36 箇所
46、104、105、123、124、126、127、140、150、 154、172、1038、1115	保全施設	山腹工	18 箇所
3132	保全施設	その他	1 箇所
計	保安林整備		1,034 ha
	保全施設		55 箇所

5 保護林及び緑の回廊の名称及び区域

(1) 保護林の名称及び区域

種類	名称	新設 既設	面積 (ha)	位置 (林小班)	特徴等
森林生態系保護地域	稲尾岳周辺	既設	1,045.48 内訳 保存地区 456.91  保全利用地区 588.57	1085ほ、1086な、1087ぬ、 1088め、1089つ、ね、 3051と、3052ほ、3053つ、 3054か、よ、た、3055わ、 わ2、か、か1、よ、 3120に、ほ、 3121の、お、く、3122ろ、 は～ほ、へ、3123な  1085に、に1、ち、1086わ、 ね、ね1、1087へ、と～り、 1088そ、ふ、ふ1、こ～ゆ、 1089か～そ、ね1、3050は、 に2、3051ほ、へ、と1、 ち～る、3052は～に、へ、 へ2、3053ぬ～そ、ね、 3054わ1、わ2、か1、か2、 た1、れ、3055る、わ1、 わ3、か2～か5、た、ロ、 3056り、り1、る、3115り、 ぬ1、お、3117こ、き～め、 3119い～い3、う、こ、え、 3120い～は4、に1、 へ～ち、3121う、の1、 く2、3122い、ろ1、ほ1、 ほ2、へ1、3123ぬ、 よ～そ、ら	日本を代表する原生的な 暖温帯性常緑広葉樹林 (照葉樹林)で、原生的 な照葉樹林の生態的特性 を確保するため設定し た。
生物群集保護林	高隈山	既設	1,176.31	116ほ、へ、ぬ、117か、 か2～れ、118と～り、ぬ1、 119へ、と、120は～に、 121は、に、124と、ち、 126に2、ほ4～と、 ち2～ぬ、127と1、 ち3～り、128へ5～ち、 129ほ6～と、135と、と1、 136に、へ、137ぬ11、 ぬ12、る、わ、138か、 か1、よ、た～そ、139へ、 ぬ、ロ、146ぬ、ぬ1、ロ、 147わ、わ1、ロ、148わ、 わ1、ロ～ニ、149わ、 155ろ、に、156に～へ、 158い、159い～よ、イ、 160い～へ、161へ6～へ8、 ち、162り3、る～わ、 169ち1～ぬ、る1	当地域は、1,000m以上 の山が連座し、尾根部に は九州最南端のミズナ ラ、ブナ群落等の冷温帯 落葉広葉樹が見られ、温 帯性動植物の南限のもの が多い。特に、日本の植 生の中でブナの南限地と して知られ、尾根部の落 葉広葉樹の中に、ブナ群 落、ミズナラ群落がある。 これら、高齢級天然林内 の温帯性昆虫類等の森林 動物相の生息環境を保存 するなど、生物遺伝資源 を自然生態系内に広範に 保存するために設定し た。

種類	名称	新設 既設	面積 (ha)	位置 (林小班)	特徴等
希少個体群保護林	神野イスノキ遺伝資源	既設	50.88	19は4～ほ	イスノキの遺伝資源の保存
	山添タブノキ等遺伝資源	既設	69.11	1081ふ1、こ	イスノキ、タブノキ、マテバシイ、スタジイの遺伝資源の保存
	洞河原タブノキ等	既設	20.82	3116に、ほ、か、の1、お	ヘツカラシ、ナゴラン、オオタニワタリ等の南方系の着生植物が多く生育する、自然性の高いムサシアブミ、タブノキ群集を保護するために設定した。
	高野スタジイ等	既設	33.92	42ち、ち1、り2、ぬ1	スタジイ、タブノキ、イスノキ等の巨木が生育する自然性の高いイスノキーウラジロガシ群集が成立し群集内には九州南部を北限とする南方系の種も生育しており、自然性の高い希少な植物群落である。

(2) 緑の回廊の名称及び区域

名称	新設 既設	延長 (km)	面積 (ha)	位置 (林小班)	特徴等
大隅半島緑の回廊	既設	22	1,394.04	21り、ぬ、る、わ3、36は、に1、ロ、38に2、ほ1、1066ほ1、ち1、る、わ、1067は1、は3、は6、は7、に～へ、と1、1068ち、り1～く、ロ、ハ、1075と2、ち、ぬ、る、わ1～か、ハ、ニ、1082ぬ～わ、か1、よ、ロ、1083ろ1、に～へ、ぬ～か、れ1、れ2、つ～う、1084ろ、に～へ、と1～と3、り、ホ、1085い、へ、と、ち2、ち4、1086ち～り、る、わ2～つ、ら、ハ、1087に1～ほ1、へ1、3014は2、3015に～へ、と1、3023に1、に2、ほ1、へ、と1、と3～ち、り1、3024い1、ろ1～と、ち1～り、3027と2～る、か2、よ1、む1、ロ、3029お1～や、め、み、3034ほ～り1、ぬ2、る、ハ、3035ね、な1、ロ、3037へ、と、ち1、ロ、ハ、3038ろ1～ろ3、は1、へ6、と、ぬ～る、る2、ロ、3039は、は3、と～り2、ぬ2、る～た1、ロ、3040い～へ1、と2～ぬ、ロ、3041い2～り、3042は～ほ1、へ1、3043よ～ね、な1～な4、ら、3044ぬ、る1、3045る～か、よ2、よ4、3048ち、り1	稲尾岳周辺と森林生態系ノキ保護地域と神野イ個体群保護林及び山添タブノキ等遺伝資源を連結する連続性の確保の層の保護・保全の図り、野生動物の多様性の観点から森林生態系の保全として設定した。

6 レクリエーションの森の名称及び区域

種類	名称	新設 既設	面積 (ha)	位置 (林小班)	選定理由	施業 方法	既存施設 の概要	施設 整備	備考
自然休養林	おおすみ	既設	240.81 内訳 猿ヶ城 191.07	猿ヶ城溪谷 自然観察 教育ゾーン 18.24ha	本城川上流の猿ヶ城溪谷、高隈川上流の高隈溪谷は、樹齢60年～160年生の樹海と人工林の森林美を呈しており、山岳と溪谷美を組み合わせた景勝の地で登山、ハイキング、自然観賞などで利用されており、高隈山県立自然公園に指定されている。	育成複層林へ導くための施業	吊り橋 駐車場 トイレ  垂水市	吊り橋 休憩所 歩道 入口標	
				117ろ、 125る		天然生林へ導くための施業			
				125る 1		育成複層林へ導くための施業			
				風景ゾーン 165.31ha		天然生林へ導くための施業			
				125と、り		育成複層林へ導くための施業			
113る、 114い、 115ぬ、 117い、 118い、ろ、 119い、 125い～に、 ぬ、わ、か、 126い、 127い、 128い	天然生林へ導くための施業								
風致探勝 ゾーン 7.52ha	育成複層林へ導くための施業								
119ろ、 125ほ、ち	育成複層林へ導くための施業								
117は	天然生林へ導くための施業								

種類	名称	新設 既設	面積 (ha)	位置 (林小班)	選定理由	施業 方法	既存施設の 概要	施設 整備	備考
自然休養林	おおすみ	既設	高限 49.74	高限溪谷 自然観察 教育ゾーン 14.24ha 157よ、れ	本城川上流の 猿ヶ城溪谷、高 限川上流の高限 溪谷は、樹齢60 年～160年生の樹 海と人工林の森 林美を呈してお り、山岳と溪谷 美を組み合わせ た景勝の地で登 山、ハイキング、 自然観賞などで 利用されており、 高限山県立自然 公園に指定され ている。	育成複層 林へ導く ための施 業		入口標	
				風景ゾーン 22.76ha 154い、は		天然生林 へ導くた めの施業			
				風致探勝 ゾーン 12.74ha 157そ		育成複層 林へ導く ための施 業			
				154ろ、は1、 157た		天然生林 へ導くた めの施業			
その他		既設	0.98	2ロ、ハ、 3イ、4イ、 116イ、 117イ	歩道貸付	林地以外 の土地			

7 公益的機能維持増進協定の名称及び区域

名称	区域 (林小班)	面積 (ha)	森林施業 の種類	林道の 開設等	設定年及び 有効期間	備考
該当なし	民					
	国					

8 その他必要な事項

(1) 施業指標林、試験地等

種類	名称	設定 年度	面積 (ha)	位置 (林小班)	備考
試験地	スギ成長試験	H14	1.44	1136わ	スギ
次代検定林	九熊本第4号(第2試験地)	S44	0.72	1024こ、え	スギ
	九熊本第18号	S46	1.50	42り1	スギ
	九熊本第65号	S53	1.50	43ろ4	スギ
	九熊本第84号	S57	1.50	3056と1	ヒノキ
	九熊本第91号	S59	1.50	1064れ	スギ
	九熊本第92号	S59	1.50	3060い2	ヒノキ

種 類	名 称	設定 年度	面積 (ha)	位 置 (林小班)	備 考
次 代 検 定 林	九熊本第103号	S63	1.00	2122ろ1	ス ギ
	九熊本第112号	H 2	0.50	1133た1	ヒノキ
	九熊本第128号	H 6	0.69	148ち3	ス ギ
	九熊本第130号	H 7	0.66	3023と5	ス ギ
	九熊本第135号	H 8	0.55	35ろ1	ス ギ
施 業 指 標 林	間伐施業指標林	S61	1.10	3033は	ス ギ
	複層林施業指標林	H元	3.80	1022と1	ス ギ
品 種 別 展 示 林	精英樹クローン	S43	2.20	1046へ	ス ギ
森林施業モデル林	蛭子田潮害防備モデル林	H12	4.05	79と	マ ツ

(2) フィールドの提供

対 象 地 ( 林 小 班 )	設 定 の 目 的	備 考
153か	遊々の森	平成26年3月20日協定 鹿屋市教育委員会

(3) その他

レクリエーションの森以外の森林空間利用タイプの施業方法

位 置 ( 林 小 班 )	面積(ha)	施 業 方 法
27ろ、78い～は、79い～ろ、ほ～へ、ち～る、 か～よ1、113い2、114ろ	362.13	育成複層林へ導くための施業
27い、は、39れ1、78は1、79は、に、わ、153か、 3029や、3034ち、3049り、わ	45.55	天然生林へ導くための施業
37イ～ニ、78イ～ハ、79イ～へ、3029ロ、3034ロ、 3049ロ	14.91	林地以外の土地

注 ふれあいの森その他森林空間利用タイプに設定している施業指標林、試験地等を除く。

(4) 森林共同施業団地

名 称	対 象 地 (林小班)		面積 (ha)	連 携 し た 施 業 の 内 容	備 考
内 之 浦 地 域 森 林 整 備 推 進 協 定	民	内之浦地域森林整 備推進協定書によ る	2,800	路 網 の 整 備 間 伐 の 方 法 間 伐 材 の 販 売 等	
	国		3,945		
鹿 屋 市 豊 かな 森 林 づ くり 推 進 協 定	民	鹿屋市豊かな森林 づくり推進協定書 による	1,785	路 網 の 整 備 間 伐 の 方 法 間 伐 材 の 販 売 等	
	国		2,562		